

入札心得（下記事項参照の上、入札願います）

1. 設計図書等を十分了承願いたい。
2. 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 %に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること。
3. 前金払、部分払のある場合の工事請負金額の支払いは下記による。
 - （1）建設工事
 - ①前金払 請負金額 500 万円以上のものについて、請負金額に 40%を乗じた金額（10 万円未満切捨て）を支払う。
 - ②部分払 金額の算定方法は十日町市財務規則別記建設工事請負基準約款による。竣工検査後残金の精算をする。
 - （2）業務委託
 - ①前金払 建設工事を前提とした調査・測量・設計等のうち請負金額 500 万円以上のもので、前払金が必要と認められるものについて、請負金額に 30%を乗じた金額（10 万円未満切捨て）を支払う。
 - ②部分払 原則として支払わない。検査後残金の清算をする。
4. 建設工事及び業務委託については、予定価格は事後公表とする。物品については、予定価格は事前公表とする。物品は予定価格書の写しを入札通知書に添付するので確認すること。
5. 工事の施工は、十日町市財務規則及び別記建設工事請負基準約款によること。
6. 契約保証金の納付については、契約保証金に代わる担保となる有価証券等を提供し、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証を付したときは、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行ったときは、契約保証金を免除する。
7. 入札に参加が認められたものは、入札の完了に至るまで（電子入札は入札受付期間締切まで）は、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退したものは、これを理由として以降の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
 - （1）入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札の前日に到着するものに限る）すること。
 - （2）入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投函すること。
 - （3）電子入札にあつては、電子入札システムから入札の辞退を申請すること。
8. 入札通知書に工事費内訳書携行又は提出の旨が記載されている場合は、入札時に必ず携行又は提出すること。なお、携行又は提出を忘れた場合は失格となるので注意すること。